

令和6年度 第1回柿崎区地域協議会 次第

日 時：令和6年5月21日（火） 午後6時～

場 所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 所長あいさつ

3 協議事項

(1) 会長及び副会長の選任について・・・・・・・・・・資料 1 資料 2

(2) 地域協議会の運営等に関する事項について・・・・・・・・・・資料 1 資料 2 資料 3

- ① 会議の招集請求に必要な委員数
- ② 会議録の確認者
- ③ 議長（会長）はあらかじめ投票権を持つか否か
- ④ 委員が会議の議題を提出する場合の方法
- ⑤ 会議の座席順
- ⑥ 会議の開催日時
- ⑦ 会議の会場
- ⑧ 会議の傍聴者受入れ可能数
- ⑨ 自主的審議事項の提案方法
- ⑩ 地域協議会だよりの編集方法
- ⑪ 書面による審議
- ⑫ その他（部会の設置、欠席の届出）

4 報告事項

(1) 令和6年度柿崎区における主な事業について・・・・・・・・・・資料 4

(2) 旧運転免許センター上越支所敷地のサウンディング調査の結果について
・・・・・・・・・・資料 5

(3) リージョンプラザ上越の指定管理者による虚偽報告への対応について
・・・・・・・・・・資料 6

※裏面あり

第 1 回地域協議会の協議事項

協議事項 (※は根拠例規)	協議結果
(1) 会長及び副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例（以下、「設置条例」という。）第 6 条	<p style="text-align: center;">会 長 _____</p> <p style="text-align: center;">副会長 _____</p>
(2) ① 会議の招集請求に必要な 委員数 ※設置条例第 8 条第 1 項第 2 号	<p style="text-align: center;">_____分の_____</p> <p style="text-align: center;">_____人</p>
(2) ② 会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第 5 条第 2 項	
(2) ③ 議長（会長）はあらかじめ 投票権を持つか否か ※設置条例第 8 条第 3 項	
(2) ④ 委員が会議の議題を提出する 場合の方法 ※設置条例第 8 条第 4 項	
(2) ⑤ 会議の座席順 ※設置条例第 8 条第 4 項	
(2) ⑥ 会議の開催日時 ※設置条例第 8 条第 4 項	<p style="text-align: center;">【開催日】 _____ 【開催時間】 _____</p>
(2) ⑦ 会議の会場 ※設置条例第 8 条第 4 項	

協議事項 (※は根拠例規)	協議結果
(2) ⑧ 会議の傍聴者受入れ可能数 ※上越市審議会等の会議の公開 に関する条例第9条第2項	_____人
(2) ⑨ 自主的審議事項の提案方法 ※設置条例第7条第1項	
(2) ⑩ 地域協議会だよりの編集方法 ※設置条例第8条第4項	【人数】 _____人 【任期】 _____年 【編集委員】
(2) ⑪ 書面による審議 ※設置条例第8条第4項	【実施の条件】 【実施の判断】 【表決方法】
(2) ⑫ その他 ※設置条例第8条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会の設置 ・ 欠席の届出

[参考：関連例規]

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（地域協議会の権限）

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

- (1) 会長が必要と認める場合
 - (2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○地方自治法（抄）

（地域協議会の会長及び副会長）

第202条の6 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。
- 3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。
- 4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例（抄）

（会議の傍聴）

第9条 何人も、審議会等が公開する会議を傍聴することができる。

- 2 実施機関は、審議会等の会議の開催場所における収容人員等を勘案して、前項の規定により会議を傍聴することができる者の定員を定めるものとする。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

- 2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

前期における 柿崎区地域協議会会議運営に関する申し合わせ事項

(令和2年5月15日 第1回地域協議会決定事項)

- 1 会議の招集請求に必要な委員数
 - ・4分の1以上(4人以上)の委員から、書面により、会議に付議すべき事項を示して請求があった場合
- 2 会議録の確認者
 - ・会議録の確認者は1名とし、輪番制(五十音順)により会議ごとに交替するものとし、会議録確認後、署名するものとする。
- 3 会議の座席順
 - ・会議の座席順は、五十音順とする。
- 4 会議の開催日時
 - ・会議の開催日時は、毎月第3火曜日の午後6時からとする
- 5 会議の傍聴者受入れ可能数
 - ・会議の傍聴者の受入数は20人とする。
- 6 自主的審議事項の提案方法
 - ・条例第7条第1項に規定する地域協議会が必要と認めて自主的に審議する事項は、同条同項各号に規定する範囲において、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 自主的に審議したい事項のある委員は、書面により会議開催予定日の5日前までに会長に届け出るものとする。
 - (2) 会長は、(1)の届出があった場合は会議に諮り、地域協議会が必要と認めて自主的に審議する事項とするかどうかを決定する。
 - (3) (2)の決定にあたっては、条例第8条第3項の規定により、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。
- 7 地域協議会だよりの編集方法
 - ・地域協議会だより編集委員は委員の中から7人を選出し、前期もしくは後期2年間務める。
- 8 書面による審議
 - (1) 実施の条件
 - ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合又は招集することが適当ではない場合
 - ・前項の場合により、案件について、会議を招集し審議するいとまがない場合
 - ・その他、会長が認める場合

(2) 実施の判断

- ・正副会長の協議により会長が決定

(3) 表決

- ・委員の過半数の意思表示をもって議決があったものとみなす。
- ・前項において、可否同数のときは会長の決するところによる。
- ・諮問案件の附帯意見は、答申案の提示の際に要否を確認する。

9 その他

(1) 部会の設置

- ・部会の設置の有無、部会の数等を会長及び副会長と協議のうえ、次回以降の地域協議会で協議する。

(2) 欠席の届出

- ・会議の開会前までに、事務局に連絡を入れる。

令和6年度 柿崎区における主な事業

	事業	担当G	木田庁舎課名	予算額(千円)
1	住民主導型コミュニティ交通事業負担金	総務・地域振興G	交通政策課	5,812
	黒岩線・水野線の路線バス廃止に伴い、代替交通としてNPO法人柿崎まちづくり振興会が運行する「はまなすバス」の取組を支援する。			
2	地域独自の予算事業補助金	総務・地域振興Gほか	地域政策課ほか	6,962
	<p>柿崎区の地域住民がそこに住み続けていく上で誇りや愛着を持ち、暮らしの満足感や質を高めていけるよう、地域課題の解決や、活力の向上を図るために、地域の実情に合った取組を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> かきざき湖八重桜広場の八重桜の植樹事業：246千円 (地域政策課 柿崎区地域振興事業) 地域住民の交流促進と地域のにぎわいを創出するため、市民の大切な水瓶である柿崎川ダムのかきざき湖八重桜広場において、八重桜の植樹及び手入れ作業を実施する。 黒川黒岩ふれあい事業：1,308千円 (地域政策課 柿崎区地域振興事業) 地域住民と出身者との交流促進、相互が一体となり地域を支え守ろうとする地域コミュニティの醸成を図るため、旧黒川小学校跡地の環境美化、米山古道の散策と遺跡めぐり、黒川黒岩ふれあいまつり等の事業を実施する。 柿崎時代夏まつり「下黒川地区夏まつり」事業：1,316千円 (地域政策課 柿崎区地域振興事業) 地域の一体感や郷土愛を醸成するため、郷土の伝統芸能「十三夜」の伝承に向けた講習会や下黒川地区夏まつり等を開催する。 地域活性化のための空き家利活用推進事業：2,845千円 (建築住宅課 空き家等管理促進事業) 柿崎区内における空き家の利活用を進め、柿崎区内への移住・定住を促進するとともに、地域の活性化と生活環境を維持するため、空き家総合相談窓口や移住体験ツアーなどの空き家利活用推進事業を実施する。 第7回手しごと・手づくり柿崎・上越作品展：422千円 (社会教育課 青少年教育活動事業) ものづくり文化の伝承と世代間交流を促進するとともに、いきいきと健康に暮らせる地域社会の構築を図るため、ものづくりに取り組む市民の作品発表の場を設ける。 猿毛城址登山道保存事業：508千円 (文化行政課 歴史文化推進費) 地域住民が地区の歴史・観光資源を再認識するとともに、環境整備・保存の意識を高めるため、登山道の樹木の管理や講演会の開催などの猿毛城址登山道保存事業を実施する。 「テニスのまち柿崎」スポーツ交流促進事業：317千円 (スポーツ推進課 一般スポーツ活動推進事業) テニス大会の開催により交流人口の増加を図るとともに、ジュニアテニス教室の開催により「テニスのまち柿崎」の歴史を次世代につなぐ人材を育成するためスポーツ交流促進事業を実施する。 			

	事業	担当G	木田庁舎課名	予算額(千円)
3	地域おこし協力隊を活用した集落支援	総務・地域振興G	地域政策課	10,567
	<p>総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域外の人材を新たな担い手として受入れ、地域の維持、更なる活性化を図るとともに、3年後の定住を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力隊員：莊司勇太（令和4年5月9日～令和7年5月8日） ・活動範囲：東横山、南黒岩、北黒岩 ・活動内容：農業支援、地域振興支援、生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・協力隊員：新たに1人採用 ・活動範囲：芋島 ・活動内容：農業支援、地域振興支援、生活支援 			
4	地域集落支援事業等	総務・地域振興G	地域政策課	32,825
	<p>○集落づくり推進員の配置：32,422千円 集落づくり推進員を配置し、集落の巡回や集落の将来像を考える話し合いの働きかけを行うとともに、話し合い等により把握した課題の解決に向けた支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落づくり推進員：市川茂（令和3年5月10日～） ・対象集落：高齢化率がおおむね50%以上の集落 雁海、下中山、小萱、上小野、落合、下灰庭新田、芋島、松留、上中山、猿毛、城腰、水野、下牧、平沢、岩野、米山寺、東横山、南黒岩、北黒岩 <p>○中山間地域支え隊事業：403千円 企業や学校等の協力を得てボランティアの派遣を行い、中山間地域集落において不足する労力を補完し、安全・安心な暮らしを確保するとともに、市民全体で中山間地域の公益的機能を支えていくための意識を醸成する。</p>			※予算額は市全体分
5	柿崎区地域振興事業	総務・地域振興G	地域政策課	5,188
	<p>柿崎区の地域振興と活性化を図るために、市民活動団体等が実施する事業に対し、補助等により支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柿崎区産業まつり：232千円 柿崎区の農林漁業者・商工業者の協賛で柿崎区産業まつりを開催し、その中で地場製品の展示・即売を行うことにより、地場製品の消費拡大と産業の活性化を図る。 ・柿崎時代夏まつり：1,934千円 柿崎区の象徴である柿崎和泉守景家公の偉業を称え、地域の活性化と市民の連携を図る。 ・地域資源活用等推進事業：688千円 市民が連携を深め、互いに支え合い、安全で安心して暮らせる住み良いまちづくりを進めるため、地域活性化に向けたイベント・事業を行う。 ・お引き上げ商工まつり等：2,334千円 柿崎区の伝統的イベントのお引き上げ商工まつりと納涼花火大会を開催することで、市民連携の高揚と観光客増加による地域の活性化を図る。 <p>※地域独自の予算事業補助金分は別枠で記載</p>			
6	柿崎コミュニティプラザ管理運営費	総務・地域振興G	地域政策課	24,738
	<p>上越市コミュニティプラザ条例に基づき、地域住民による自主的・自立的な地域づくり活動の拠点として利用できる施設の提供と適切な維持管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開放：ホール、多目的ルーム、和室、会議室、キッズルーム、市民活動室 ・夜間入口通路天井部雨漏り修繕 ・プロジェクター購入 			

	事業	担当G	木田庁舎課名	予算額(千円)
7	柿崎コミュニティプラザ整備事業 地域住民による主体的・自立的な地域づくり活動の拠点となる施設及び13区における市政運営の拠点となる総合事務所庁舎として、安全・安心して、また、長期的に使用するための整備を適切に行う。 ・駐車場区画線補修修繕	総務・地域振興G	地域政策課	814
8	町内会集会場設置等補助金 町内会館の修繕に係る補助金 (高畑、角取を予定) ・事業費 30万円以上 ・補助額 事業費の50% (耐震補強工事は60%) ・限度額 750万円	総務・地域振興G	地域政策課	938
9	消防施設管理費 消防活動が迅速かつ確実に行えるよう消防器具置場、消防車両、小型動力ポンプ、消防水利施設を適切に維持管理する。 ・消防車両修繕費 958千円 ・消防車両点検等費用 1,126千円	総務・地域振興G	危機管理課	2,453
10	柿崎区農村公園管理運営費 安全で快適な公園環境を維持する(七ヶ、下黒川、黒川)。 地元と協働管理事業協定を締結して効率的な管理を行う。	産業G	農林水産整備課	495
11	多面的機能支払交付金 農業の多面的機能を支える地域活動や地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する。 ○多面的機能支払補助金 川西地区はじめ21活動組織(43集落) ・農地維持支払 30,704千円 ・資源向上支払(共同活動) 17,392千円 ・資源向上支払(長寿命化活動) 40,479千円	産業G	農林水産整備課	88,575
12	中山間地域等活性化事業 生産性向上等が困難な中山間地域における農業の確立と地域資源の利活用等を通じて農業、農村の活性化を図るため集落共同活動を支援する。 令和2年度からの第5期対策では、棚田地域振興加算を活用して、棚田地域の振興を図る取組を行う。 ・中山間地域等直接支払交付金 黒川・黒岩地区集落協定はじめ2協定(17集落)	産業G	農政課	56,599
13	柿崎区露店市場運営事業 毎月1日、11日、21日に開設する常設露店市場「一の日市」の開設及び管理を行う。 移動露店市場(お引き上げ商工まつり、納涼花火大会)の開設及び管理を行う。	産業G	観光振興課	2,962
14	柿崎区観光振興対策事業 柿崎観光協会と連携し、柿崎の観光資源の発掘を行うとともに、柿崎区の観光振興を図り観光施設への誘客、各種イベントへの集客を図る。 ・柿崎観光協会への補助金 ・米山山頂避難小屋連絡協議会負担金(山頂施設の維持管理及び山頂の環境整備)ほか	産業G	観光振興課	3,504
15	柿崎区観光施設等整備事業 観光施設の維持管理や整備を適切に行い、施設の安全性や快適性を確保するとともに、利用客の満足度を向上させ、交流人口の拡大とリピーターの増加を図る。 ・海水浴場等事業委託料 ・観光施設清掃・整備委託料 ・公衆トイレ維持管理委託料 ・米山関係工事及び委託料負担金 ほか	産業G	観光振興課	15,157

	事業	担当G	木田庁舎課名	予算額(千円)
16	道路整備事業	建設G	道路課	87,836
	市民生活の安全、利便性の向上と快適な生活環境の確保を図るため、生活関連道路の整備を行う。 ・馬正面川井線（側溝改良） …合併施工負担金 N=1式 ・桃園線（側溝改良） …側溝改良工事 L=442m ・鳶山線（側溝改良） …側溝改良工事 L=173m ・川井村中線（側溝改良） …用地測量・調査業務委託 L=110m ・三ツ屋浜村中線（側溝改良） …側溝改良工事 L=337m ・三ツ屋浜村中2号線（側溝改良） …側溝改良工事 L=119m			※R6.1月補正分を含む
17	柿崎区道路維持費	建設G	道路課	80,774
	道路損傷箇所の修繕のほか、道路清掃、除草等の実施により、一般交通に支障を来さないよう、市道を維持管理する。 ・施設管理委託 ・道路維持修繕工事 ・計画的舗装修繕工事 2路線（黒岩芋ノ島線、下小野線） ・外側線の計画的修繕 0.91km（上下浜線他） ・災害防止対策工事 3路線（黒岩芋ノ島線、柳ヶ崎荻谷線、山谷旭町線）			※予算額には債務負担行為分を含む
18	除雪費	建設G	雪対策室	226,835
	冬期間における市道の円滑な交通を確保するため、適切な除排雪作業を行い、車両や歩行者の通行が可能な状態を確保する。 【柿崎区の主な業務】 ・貸与除雪車維持管理費（貸与車両14台） ・市道除排雪委託（車道除雪延長125.81km） ・気象観測委託（3箇所） ・除雪機械購入費（ドーザ1台、ロータリー2台）			
19	消融雪施設管理費	建設G	雪対策室	1,122
	消雪パイプや流雪溝など消融雪施設の適切な維持管理を行い、車両や歩行者の通行が可能な状態を確保する。 【柿崎区の主な業務】 ・消雪パイプ維持管理費（延長1.63km）			
20	柿崎公共下水道維持管理	建設G	生活排水対策課	87,225
	柿崎区の公共下水道施設の管理を適切に行う。 ・柿崎浄化センター運転管理 ・下水道管渠維持管理			
21	上越市住宅リフォーム促進事業	建設G	建築住宅課	82,851
	地域経済の活性化と住環境の改善を図るため、リフォーム工事費用の一部を補助する。			※予算額は市全体分
22	柿崎区公園管理費	建設G	都市整備課	1,159
	利用者が安全で快適に利用できるよう、都市公園の維持管理を行う。 ・あけぼの公園 ・住吉公園			
23	公立保育園運営費	市民生活・福祉G	幼児保育課	8,705
	保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育サービスの充実及び保育環境の整備等を行う。 ○通園バス運行業務 ・運行業務委託 ・通園バス維持管理 ○主な修繕及び備品購入 ・柿崎第一保育園：畳入替修繕 ポータブルワイヤレスアンプ、ワイヤレスマイク購入			

	事業	担当G	木田庁舎課名	予算額(千円)
24	(仮称) 柿崎区新保育園整備事業 柿崎区内における公立4保育園を統合し、新たな保育園を整備するため、測量調査等を実施する。	市民生活・福祉G	幼児保育課	16,929
25	地域支え合い事業(介護保険特別会計) 高齢者が気軽に集い交流できる「通いの場(すこやかサロン)」等を開催し、閉じこもりや心身の機能低下を抑制しながら介護予防につなげる。また、「出前サロン」など地域の実情に合わせた取り組みにより参加機会を広げ、介護予防や認知症への理解を深める。	市民生活・福祉G	高齢者支援課	5,177
26	かきざき福祉センター管理運営費 市民の健康増進と福祉の向上を図るための「地域福祉の拠点」として、地域支え合い事業や地域福祉団体等の活動の場に利用いただけるよう適切な管理運営を行う。	市民生活・福祉G	福祉課	4,629
27	頸北斎場管理運営費 頸北斎場の適正な維持管理に努め、安定的な運営を行うための保守点検及び施設設備の修繕を行う。 ○主な修繕工事 ・火葬炉耐火物他修繕 1号炉・3号炉炉内セラミック貼替、筒管積替 3号炉断熱扉修繕、排ガス煙道修繕 1から3号炉排ガス冷却コントロールモーター修繕 ・自動ドア ドアハンガー修繕	市民生活・福祉G	福祉課	29,867
28	海岸一斉清掃(全市クリーン活動) 柿崎区の海岸の環境美化・保全を図るため海岸一斉清掃を実施する。町内会等ボランティアが収集したごみ等は、重機を使い収集運搬し、処理施設において処分する。 ・実施日：7月初旬	市民生活・福祉G	生活環境課	2,568
29	小・中学校関連事業(修繕・改修工事) 児童・生徒の安全・安心を確保するとともに、快適な教育環境の整備を図る。 ・柿崎小学校：校舎屋上防水改修工事 ランチルームエアコン更新工事 天井修繕工事(教室棟3階5年生教室) 体育館ギャラリー暗幕修繕工事 通学路樹木伐採・剪定 ・上下浜小学校：校章製作設置修繕 グラウンド散水栓修繕 プールサイド塩ビシート補修修繕 ・下黒川小学校：防火扉改修修繕 放送設備改修修繕 ・柿崎中学校：校内通路側溝蓋改修修繕 受水槽防水修繕	教育・文化G	教育総務課	66,652
30	柿崎区スクールバス運行事業 遠距離通学する児童生徒の通学手段及び安全を確保するとともに、児童生徒が参加する校外学習や課外活動、各種大会への有効利用を図り、柿崎区の教育環境の充実を推進する。 ・中型スクールバス購入	教育・文化G	学校教育課	49,018
31	柿崎区公民館管理運営費 参加者同士が学び合い、お互いに高め合う機会と場を提供しながら、人づくりを推進する。 ・地区公民館：2階空調更新工事	教育・文化G	社会教育課	32,079

	事業	担当G	木田庁舎課名	予算額(千円)
32	七ヶ地区コミュニティセンター管理運営費	教育・文化G	社会教育課	583
	集会、学習、レクリエーション活動などの多目的な活動の場を提供し、地域住民の生活文化の向上に寄与するため、施設の管理運営を行う。			
33	体育施設関連事業（修繕・改修工事等）	教育・文化G	スポーツ推進課	145,300
	柿崎総合体育館（かきざきドーム）・人工芝グラウンド等、柿崎屋内プール、柿崎体育館、第一庭球コート ¹ の維持管理を行う。 ・柿崎総合体育館：ガスヒートポンプエアコン更新工事 ・総合運動公園野球場：照明修繕工事			

旧運転免許センター上越支所敷地（柿崎区内）の利活用に関する サウンディング型（対話型）市場調査の結果について

上越市では、将来にわたり持続可能な市政運営を進めていくため、事務事業の見直しや経費の削減による歳出の抑制を図る一方、市民ニーズや社会経済情勢の変化等に対応し得る安定した財源の確保を図るため、売却が可能な資産の処分を進めています。

今般、旧運転免許センター上越支所敷地について、今後の利活用に向け、検討を進めるため、サウンディング型市場調査を実施しました。

今回、その結果がまとまりましたのでお知らせします。

1 調査の対象施設

施設名称	旧運転免許センター上越支所敷地
所在地	上越市柿崎区直海浜 1174-2 他 9 筆
財産区分	土地
面積	32,232.37 m ² (※1)
用途地域	準工業地域
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 39 年に旧柿崎町が県に寄附（免許センターの供用廃止後、町に返還する旨約束） ・ 令和 2 年 11 月に、免許センター機能が直江津に移転 ・ 令和 4 年 3 月に、敷地が県から市に返還
備考	更地

※1 令和 5 年度中に実施した用地測量の結果、実施要領公表時より 152.74 m²増加

2 主な調査スケジュール

	項目	実施日
1	実施要領の公表	令和 5 年 12 月 15 日（金）
2	現地見学会	令和 5 年 12 月 15 日（金）～令和 6 年 1 月 31 日（水）
3	市場調査（対話）	令和 6 年 2 月 26 日（月）～3 月 1 日（金）

3 サウンディング型市場調査の申込状況

(1) 申込者数（共同提案を含む）

項目	参加者数
現地見学	0
市場調査（対話）	3
上記のうち、市への事業要望であるもの	1

(2) 提案の主な内容

① 希望する取引形態 (売買又は貸付け)	<ul style="list-style-type: none">・ 売買を希望
② 土地の活用方法	<ul style="list-style-type: none">・ スーパーマーケットを核としたショッピングセンター開発・ 将来の新規事業用地
③ 売買や貸付けに当たっての希望価格 (※2)	
④ 地域振興への貢献について	<ul style="list-style-type: none">・ 地元メーカーの商圈拡大、地域の雇用機会の創出
⑤ 取引にあたり市に配慮してほしい点	<ul style="list-style-type: none">・ 利用可能な補助制度があれば教えてほしい。・ 道の駅構想があるのであれば、市として検討してほしい。・ 国道の乗入れやその他の道路の乗入れなど、市で整備してほしい。

※2 要領の規定により非公表

4 今後の取組

今後、今回のサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、地域との協議を重ね、対象施設の利活用策について検討を進めてまいります。

リージョンプラザ上越の指定管理者による虚偽報告への対応について

令和6年2月27日付けで市に対し「リージョンプラザ上越の指定管理者である新東産業株式会社による実績報告について疑義がある」旨の通報を受け、この間、市で調査を実施したところ、毎年度末に提出される実績報告書に虚偽の記載を確認し、市に対して損害を与えている可能性が高まったことから、同年5月7日付けで専門家（市顧問公認会計士・市顧問弁護士）と委託契約を締結し、詳細調査を開始しました。

1. 調査対象の指定管理者

新東産業株式会社（東京都渋谷区東1-26-20、代表取締役社長 小出 修一）

2. 虚偽報告の概要

同社が市に提出したリージョンプラザ上越の指定管理業務に係る実績報告書（収支決算）において、委託料や賃借料などの項目で実態と異なる金額が複数計上されていたことが判明した。

（主な項目）

- アイスアリーナ委託料（令和4年度）

市への実績報告値	18,000 千円
市の調査による実際の実績値	10,560 千円

- 除雪機リース料（令和4年度）

市への実績報告値	528 千円
市の調査による実際の実績値	249 千円

3. 専門家による詳細調査

(1) 目的

同社による虚偽報告が複数年度にわたって繰り返されていたことが確認され、指定管理料の精算や指定管理料基準額の算定に影響を及ぼし、市に対して損害を与えている可能性が高まったことから、同社が管理する他の施設を含めて、経理上及び法的な観点から本件事案に関する全容を解明する。

(2) 期間

令和6年5月7日から令和6年7月31日まで（予定）

(3) 対象施設

リージョンプラザ上越
上越科学館
上越市柿崎総合体育館 ほか4施設